

(別表)

母子家庭・父子家庭	申請時に必要なもの
①配偶者と死別し、現に婚姻していない ②配偶者と離別し、現に婚姻していない ③配偶者の生死が明らかでない ④配偶者から遺棄されている ⑤配偶者が海外に居住のため、その扶養を受けることができない ⑥配偶者が精神又は身体の障がいのため、長期にわたって労働できない ⑦配偶者が長期拘禁により、扶養を受けることができない ⑧未婚で、現に婚姻していない	児童扶養手当の証書（全部停止の方は全部停止の通知）、 遺族年金の証書（対象者全員分）、 戸籍謄本（原本）、 など
遺 児	申請時に必要なもの
①両親と死別した児童 ②両親の生死が明らかでない児童 ③両親から遺棄されている児童 ④両親が精神又は身体の障がいのため、長期にわたって労働できない児童 ⑤両親が長期拘禁により、扶養を受けることができない児童	遺族年金の証書（対象者全員分）、 戸籍謄本（原本）、 など

(婚姻とは事実婚を含む)

※状況により申請時に必要なものが異なりますので、保険年金課後期高齢者・福祉医療係へお尋ねください。



母子家庭等医療の所得制限における所得の計算式

A : 各所得の合計額

総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、先物取引に係る雑所得等金額、特例適用利子及び配当等の額、条約適用利子及び配当等の額、養育費・援助費(年間の8割分)

B : 実額控除

雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、小規模企業共済等掛金控除

C : 基礎的控除（一律で控除）

社会保険料相当額控除（80,000円）

D : 定額控除

障害者控除（270,000円）、特別障害者控除（400,000円）
勤労学生控除（270,000円）、
寡婦控除（270,000円）＊、ひとり親控除（350,000円）＊
＊については、母及び父には適用なし。

E : 免税所得

肉用牛の売却による農業所得の免税に係る所得（実額）

F : 扶養親族等加算

70歳以上の老人扶養親族（1人につき 100,000円）
16～22歳の特定扶養親族（1人につき 150,000円）

$A - B - C - D - E - F < \text{限度額} \cdots \text{該当}$

$A - B - C - D - E - F \geq \text{限度額} \cdots \text{非該当}$

限度額は扶養控除を反映して設定されています。